

緑豊かな住宅地を保全するために

蓮田市桜台地区地区計画の手引き



はじめに

桜台地区は、昭和54年から昭和59年にかけて民間開発された地区であり、従来は3つの建築協定（桜台文化村、桜台タウン、むさしのロイヤルタウン）が当地区の環境を守ってまいりましたが、それらに代わり、蓮田市桜台地区地区計画（平成11年3月23日）が定められました。

その後、馬込下蓮田土地区画整理事業の換地処分（平成24年1月6日）に伴い、当該地区計画区域内の一部区域の地名が「大字馬込」から「馬込六丁目」に変更されたため、地区計画を変更（平成28年2月22日）しました。

地区計画とは、建築物の用途や形態・敷地等に関する事、また地区施設・土地利用に関する事についての約束をつくり、それによって緑の多い居住環境の保全・向上を目指していこうというものです。

この地区計画区域内に新築、増改築する皆様には、この地区計画の手引きを熟読され、地区計画の趣旨をご理解いただき、居住環境の保全に努めて下さるようお願いする次第です。

自分達の環境は自分達で守ることを目的に、お互いにルールを守り後世に素晴らしい環境を引き継いで行きたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

蓮田市都市整備部都市計画課

目 次

はじめに

I 地区計画の内容

1. 地区計画計画書	1
2. 地区の区分について	3
3. 用途の制限について	4
4. 建築物の容積率、建ぺい率の最高限度	7
5. 建築物の敷地面積の最低限度について	9
6. 壁面の位置の制限について	10
7. 建築物の高さの最高限度について	11
8. かき又はさくの構造の制限について	12
9. 既存不適格建築物について	13

II 届出

1. 届出の必要な行為	14
2. 届出の方法	15
3. 届出から工事着手まで	16
4. 届出に必要な添付図書	17
5. 届出書様式	18

I 地区計画の内容

I－1 地区計画計画書

決 定 告 示 年 月 日
平成 2 8 年 2 月 2 2 日

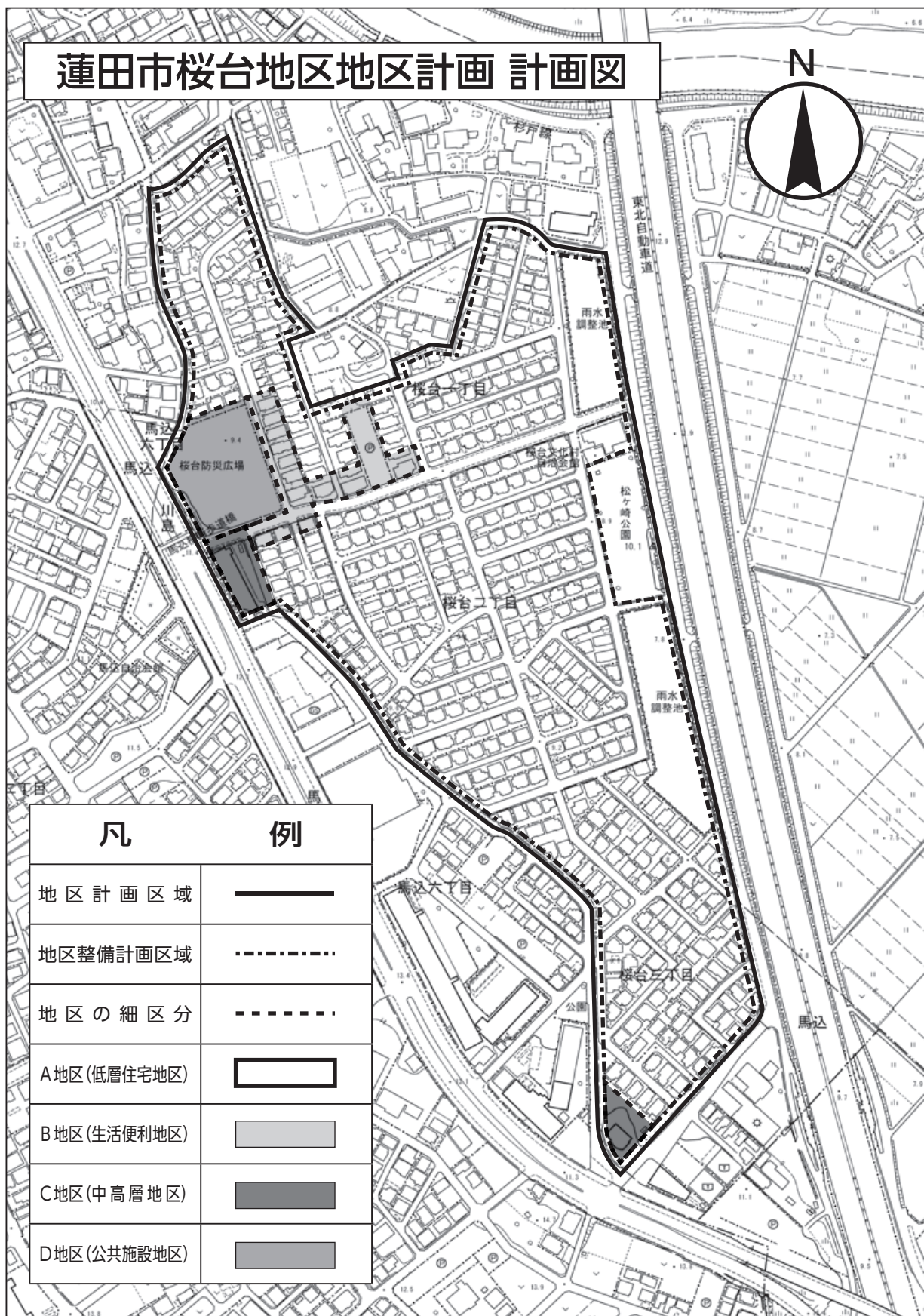
名		称	蓮田市桜台地区地区計画			
位		置	蓮田市桜台一丁目、三丁目、馬込六丁目の各一部及び桜台二丁目の全部			
面		積	約 1 2 . 6 h a			
地 区 計 画 の 目 標			本地区は J R 宇都宮線蓮田駅から東に約 1km に位置し、地区のほとんどは民間開発により基盤整備がなされた良好な低層住宅地及び国道 122 号沿線では良好な中高層住宅地が形成されている。 そこで、本地区では現在の良好な住環境の保全を図ると共に、緑豊かで、快適な低層住宅地及び中高層住宅地として調和のとれた住環境の向上を目指すものとする。			
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針		本地区では、低層住宅地と中高層住宅地の均衡のとれた土地利用を図っていくと共に、市道 1 9 1 4 号線沿線を生活利便施設ゾーンとして、土地利用の明確化を図ることにより、住環境の向上、利便性の向上を図るものとする。			
	地区施設の整備方針		本地区の地区施設は民間開発により整備されており、今後、道路、公園の維持保全を図る。			
	建築物等の整備方針		良好な住環境をもった住宅地として又防災上良好な街並として整備、保全するため、建築物等の用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態又は意匠及びかき又はさくの構造について適正な制限を加える。			
地区整備計画	地区の細区分	区分の名称	A 地 区 (第一種低層住居専用地域) (第一種住居地域)	B 地 区 (第一種低層住居専用地域) (第一種住居地域)	C 地 区 (第一種低層住居専用地域) (第一種住居地域)	D 地 区 (第一種低層住居専用地域) (第一種住居地域)
		区分の面積	約 11.1ha	約 0.4ha	約 0.3ha	約 0.5ha
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ・戸建専用住宅 ・長屋住宅又は共同住宅で戸数 2 以下のもの ・住宅で診療所を兼ねるもの ・住宅で学習塾、華道教室、囲基教室その他これらに類する用途を兼ねるもの（ただし、建築基準法施行令第 130 条の 3 で定める面積とする） ・集会所、公民館、図書館その他これらに類するもの ・建築基準法別表第 2(い)第 9 号に掲げる公益上必要な建築物 ・上記建築物に附属するもの（ただし、建築基準法施行令第 130 条の 5 に定めるものを除く）	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ・戸建専用住宅 ・長屋住宅又は共同住宅で戸数 2 以下のもの（ただし敷地面積 500 m ² 以上についてはこの限りではない） ・住宅で診療所を兼ねるもの ・住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第 130 条の 3 で定めるもの ・建築基準法別表第 2(い)第 9 号に掲げる公益上必要な建築物 ・上記建築物に附属するもの（ただし、建築基準法施行令第 130 条の 5 に定めるものを除く）	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ・ホテル、旅館等 ・畜舎 ・自動車教習所 ・建築基準法別表第 2(に)第 3 号で定める運動施設	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ・公共施設 ・公民館 ・集会場 ・建築基準法別表第 2(い)第 9 号に定める公益上必要な建築物 ・上記建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度	第一種住居地域は 10/10	第一種住居地域は 10/10		

地区整備計画

地区の細区分	A 地 区	B 地 区	C 地 区	D 地 区
建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1 5 0 m ²			
壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は 1 m 以上でなければならない。			
建 築 物 等 の 高 さ の 最 高 限 度	1. 建築物の最高の高さは、地盤面から 10mを越えてはならない。また軒の高さは、地盤面から 7 mを越えてはならない。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 mを加えた高さ以下としなければならない。		建築物の地盤面からの最高の高さは、決定時において現に存する建築物の高さ、もしくは 12mを越えてはならない。	
建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	1. 屋外広告物は、次の各号に適合させなければならない。 (1) 自家用広告物に限る (2) 表示面積が 2 m ² 以下のもの (3) 地区の環境と調和した色彩とする		1. 屋外広告物は、次の各号に適合させなければならない。 (1) 埼玉県屋外広告物条例第 7 条第 2 項第 1 号に掲げるもの (2) 地区の環境と調和した色彩とする	
	2. ネオンサインは設置しない。		2. 点滅式のネオンサインは設置しない。	
	3. 現況地盤高より盛土してはならない。			
か き 又 は さ く の 構 造 の 制 限	かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱及び門扉についてはこの限りではない。 (1) 生垣 (2) 地盤面から 0.5m以下のコンクリートブロック等の上にさく、網などの透視性のあるフェンスを施したもので高さが 1.5m以下のもの			

「区域及び地区整備計画区域は、計画図表示のとおり」

I-2 地区の区分について



I-3 用途の制限について

- ・各地区について、それぞれ下表○印の用途の建築物の建築が認められます。
- ・C地区については、地区計画で制限している建築物以外で用途地域内に認められている建築物が建築できます。
- ・D地区については、地区計画で認められている用途の建築物のみ建築できます。

表Ⅰ・建築基準法[別表第2(イ)]と地区計画で各地区に建築することができる建築物

第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物 条 文	地区計画で建築することができる建築物			
	A地区	B地区	C地区	D地区
1. 住宅（長屋住宅を含む）	○※1	○※1	○	×
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの	表Ⅱをご参照ください			
3. 共同住宅、寄宿舍または下宿	○※2	○※2	○	×
4. 学校（大学、高等専門学投、専修学校及び各種学校を除く。）図書館その他これらに類するもの	○※3	×	○	○
5. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	×	○	×
6. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	×	×	○	○
7. 公衆浴場（風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律[昭和23年法律第122号]第2条第6項第1号に該当する営業[以後個室付き浴場業という。]に係わるものを除く。）	×	×	○	○
8. 診療所	○※4	○※4	○	○
9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物	○	○	○	○
10. 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）	○	○	○	○

- ※1 長屋住宅は戸数2以下のもののみ（B地区で敷地面積が500㎡以上についてはこの限りではない。）
- ※2 共同住宅で戸数2以下のもののみ（同 上）
- ※3 図書館その他これらに類するもののみ
- ※4 住宅で診療所を兼ねるもののみ

- ・2地区に敷地がまたがる場合、敷地面積の多い方の地区の用途で建てられることになります。
- ・A, B地区については各住戸が壁や床で隔てられている2戸以下の長屋住宅、もしくは廊下や階段を共用する2戸以下の共同住宅についても建築可能です。

表Ⅱ 建築基準法施行令第130条の3と地区計画で各地区に建築することができる兼用住宅

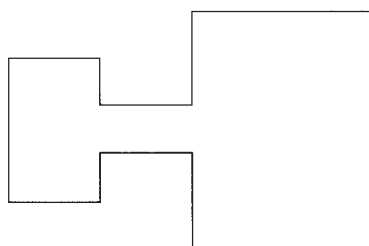
第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅	地区計画で建築することができる建築物			
	A地区	B地区	C地区	D地区
1. 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で建設大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）	×	○	○	×
2. 日用品の販売を主たる目的とする店舗または食堂若しくは喫茶店	×	○	○	×
3. 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	×	○	○	×
4. 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）	×	○	○	×
5. 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。第130条の5の2第4号及び第130条の6において同じ。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）	×	○	○	×
6. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	○	○	×
7. 美術品または工芸品を製作するためのアトリエまたは工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）	×	○	○	×

- ・ A地区及びB地区において、兼用住宅については床面積の制限を受けますが（事務所、店舗部分が延べ面積の1／2以下かつ、50㎡以下）、C地区では面積制限を受けません。
- ・ A地区の住宅は、原則として居住用目的以外の機能を持たない建築物とします。また一世帯一住宅が基本ですが、以下のア、イのような一住宅で行き来できるような二世帯住宅も建築可能です。

ア．玄関が同じで中で行き来のできるもの イ．渡り廊下でつながっているもの



ア 玄関



イ 玄関

【参 考】

建築基準法施行令第130条の4

(第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物)

1. 郵便局で延べ面積が500㎡以内のもの
2. 地方公共団体の支庁または支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの
3. 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所または休憩所
4. 路線バスの停留所の上家 等

建築基準法施行令第130条の5

(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物)

1. 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50㎡以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を越えるもの(次号に掲げるものを除く。)
2. 総合的設計による一団地の建築物に附属する自動車車庫で次のイまたはロのいずれかに該当するもの
 - イ 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000㎡を越えるもの
 - ロ 自動車車庫の床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該団地内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を越えるもの
3. 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの
4. 床面積の合計が15㎡を越える畜舎 等

建築基準法[別表第2(に)]第3号で定める運動施設

(第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物)

- ※
- ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設

※建築基準法施行令第130条の6の2

(第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設)

- ・スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

I - 4 建築物の容積率、建ぺい率の最高限度

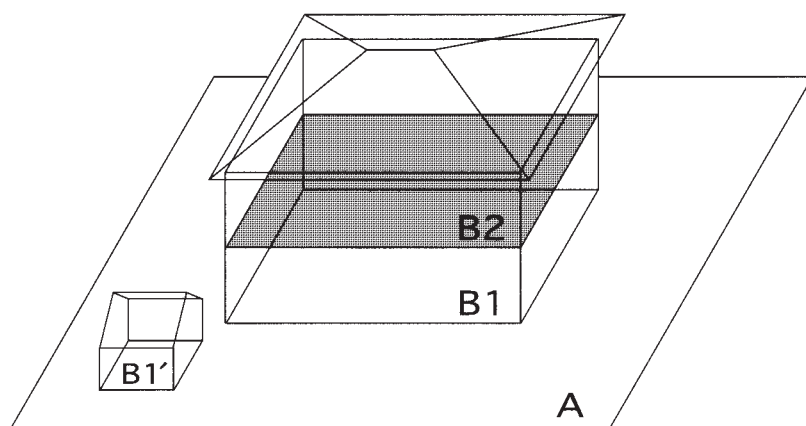
・ A～D地区について、下表の様に最高限度が定められます。

計画書において  部については、現行の用途地域の制限を受けます。

	A 地区		B 地区		C 地区 (用途地域による制限)		D 地区 (用途地域による制限)	
建築物の容積率の 最高限度	$\frac{8}{10}$	$\frac{10}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{10}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{20}{10}$	$\frac{8}{10}$	$\frac{20}{10}$
	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域
建築物の建ぺい率 の最高限度	$\frac{5}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{6}{10}$
	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域	第一種住居地域

・ 建ぺい率については、建築基準法第 53 条第 3 項に定められている角地加算があります。

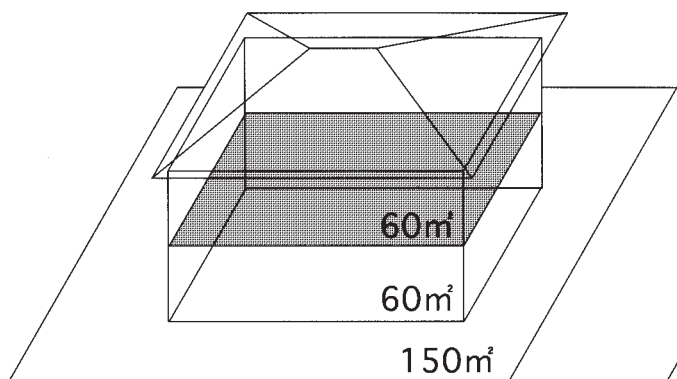
$$\begin{aligned}
 &\cdot \text{延べ面積} && : B1 + B2 + B1' \\
 &\cdot \text{建築面積} && : B1 + B1' \\
 &\cdot \text{建築物の容積率の最高限度} && : \frac{B1 + B2 + B1'}{A} \\
 &\cdot \text{建築物の建ぺい率の最高限度} && : \frac{B1 + B1'}{A}
 \end{aligned}$$



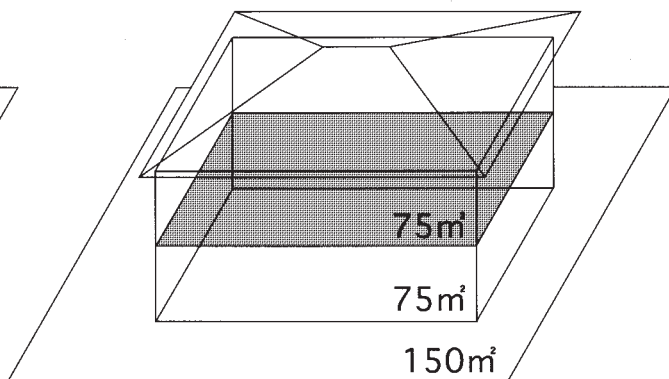
・例えば以下のような建物が建てられることになります。

1. A, B地区

ア) A, B地区で用途地域が第一種低層住居
専用地域の場合(建ぺい率 50%、容積率 80%)

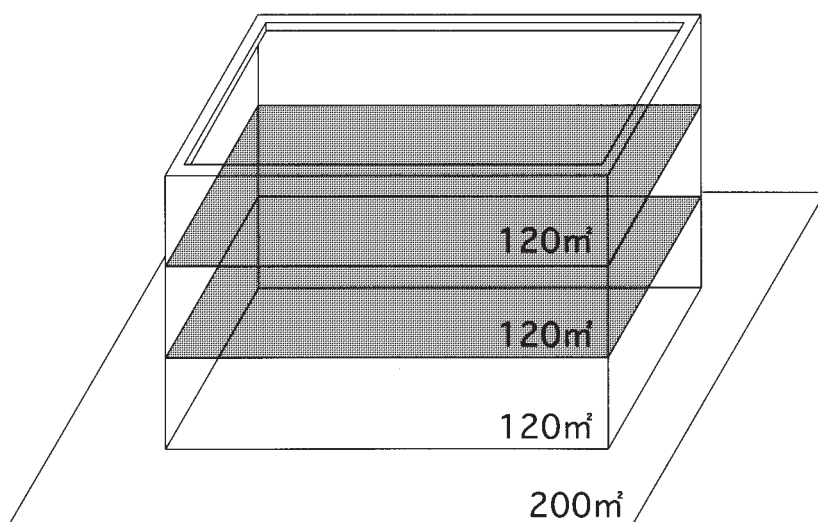


イ) A, B地区で用途地域が第一種住居地域の
場合(建ぺい率 60%、容積率 100%)



2. C地区

第一種住居地域の場合(建ぺい率 60%、容積率 200%)



・C地区では左の様な3階建
以上も可能ですが、高さ制
限、斜線制限がかかります
ので御注意下さい。

I - 5 建築物の敷地面積の最低限度について

- ・すべての地区において建築物の敷地面積の最低限度を150㎡とします。
- ・地区計画施行前に150㎡未満である土地については、建築物の敷地面積の最低限度の制限は及びません。
従って、150㎡未満の更地であっても建物は建てられますし、既に建物が建っている150㎡未満の土地でも、その建物の存続、建替えは認められます。
- ・地区計画の施行された日〔平成11年3月23日(以下「基準時」という。))〕以降、分割において敷地面積が150㎡未満になる場合は、その土地を建築物の敷地として使用することはできません。
- ・なお分割において既存の建築物の容積率、建ぺい率が不適合となる場合は認められませんのでご注意ください。

施 行 前		施 行 後	評 価
140㎡	⇒	140㎡	適用除外
140㎡	⇒	90㎡ 50㎡	両方不適合
350㎡	⇒	180㎡ 170㎡	両方適合
290㎡	⇒	150㎡ 140㎡	150㎡適合 140㎡不適合
190㎡ + 260㎡	⇒	150㎡ 150㎡ 150㎡	すべて適合

I - 6 壁面の位置の制限について

・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、敷地（道路）の境界から1 m 以上離すこととします。
ただし、次にあてはまる場合はこの限りではありません。

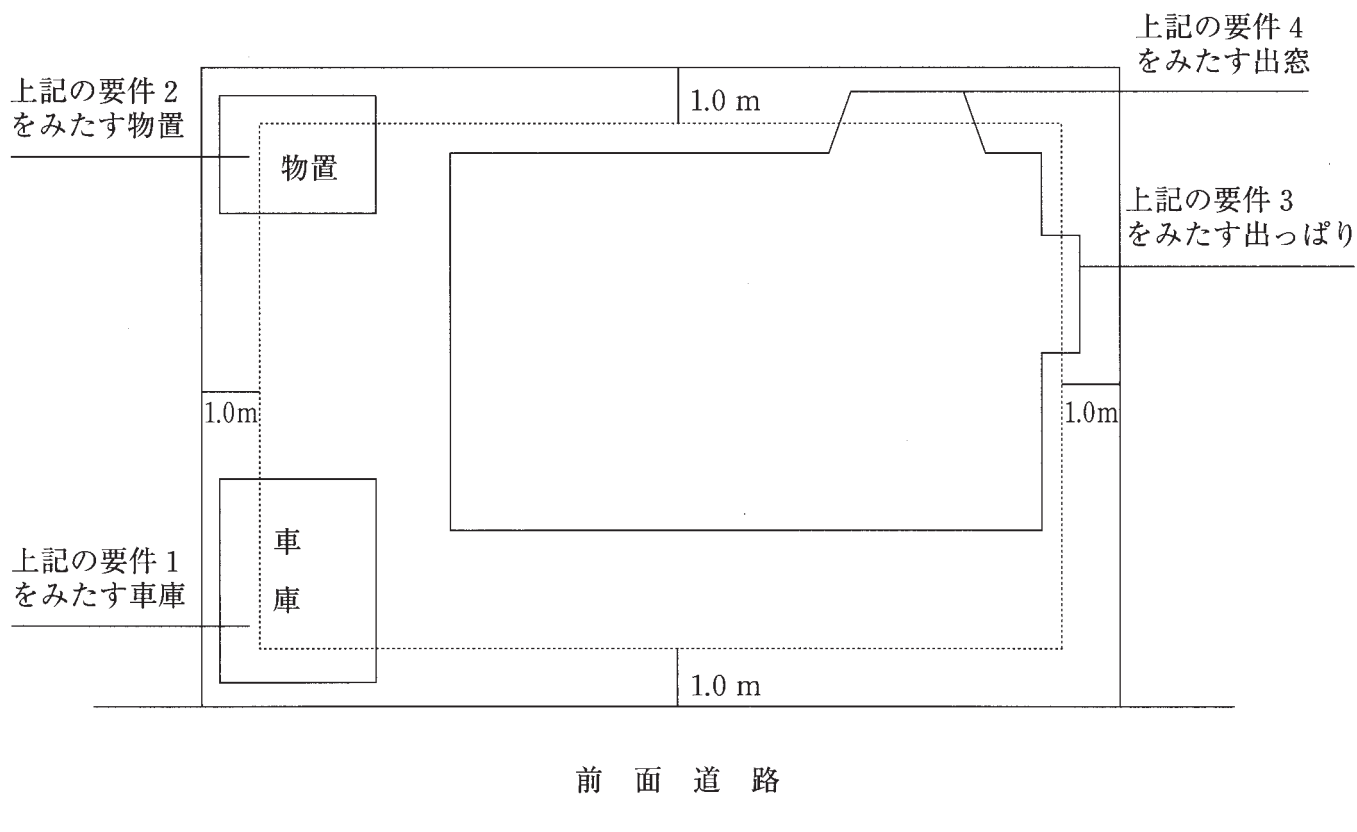
1. 3面以上について開放性のある平面車庫

※ 3面以上開放性のある機械式2段駐車場（地下式を含む）は、上記要件をみたす車庫として認められます。

2. 物置その他これらに類する用途で軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの

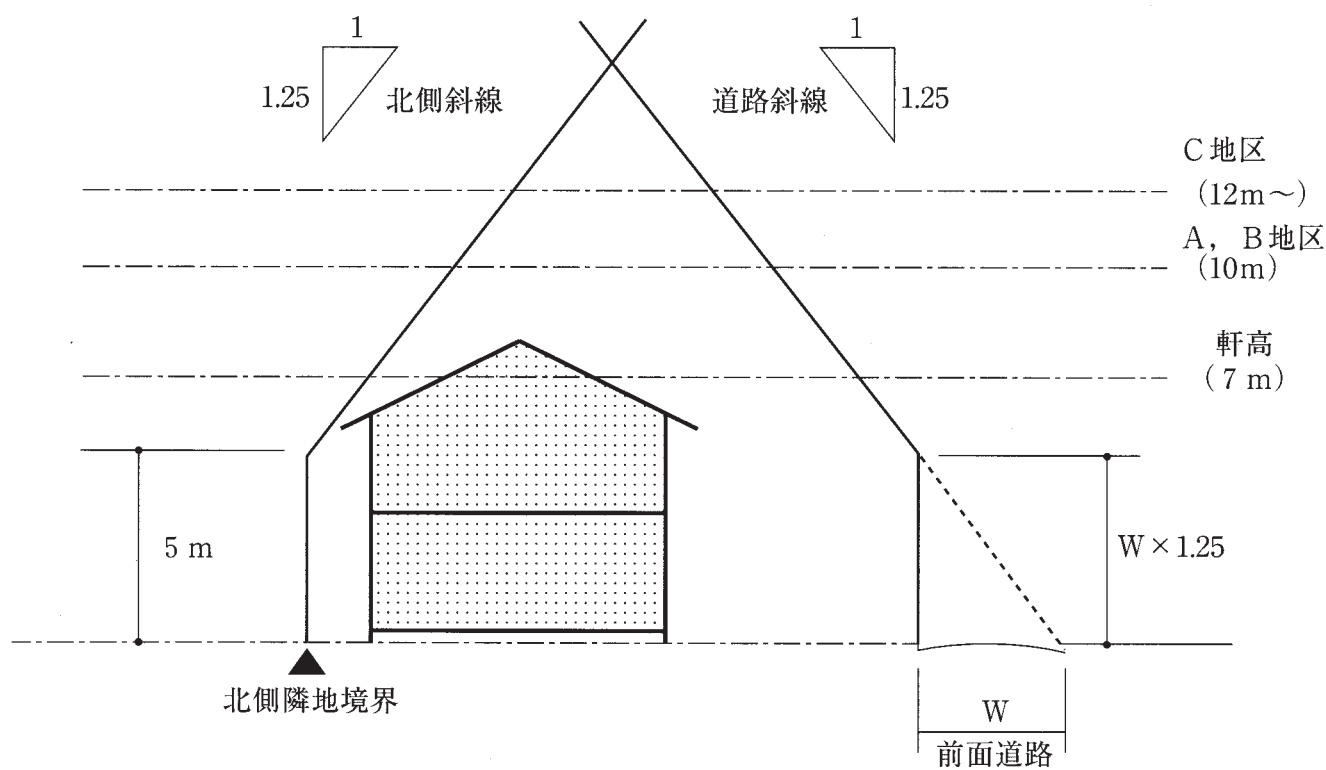
3. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3 m以下であるもの

4. 出窓で1箇所につき奥行き0.5m以下、外周の長さ3 m以下、コーナー出窓の場合は一辺につき奥行き0.5m以下、長さ3 m以下であるもの



I－7 建築物の高さの最高限度について

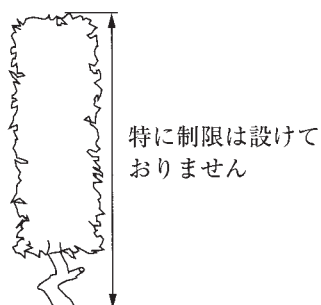
- ・高さの最高限度は、A，B地区では10m（軒高7m）、C地区では基準時において現に存する建築物の高さ、もしくは12mとします。D地区には制限はありません。
- ※C地区に現在ある一番高い建築物の高さは、22.8mです。
- ・A，B地区では、第一種低層住居専用地域並の斜線制限（道路斜線、北側斜線）を受けます。
- ・アンテナ等についてはこの限りではありません。



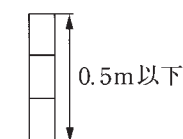
I－8 かき又はさくの構造の制限について

- ・ かき又はさくの構造の制限は、道路境界及び隣地境界において適用されます。
- ・ かき又はさくの構造は下図の様なものが認められます。

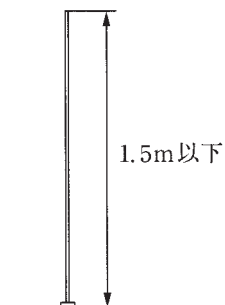
①生垣



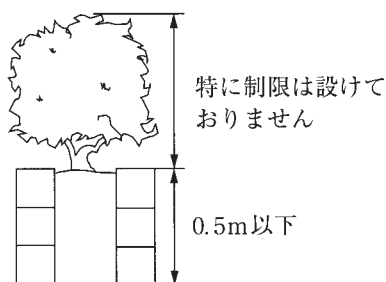
②コンクリートブロック、石積等



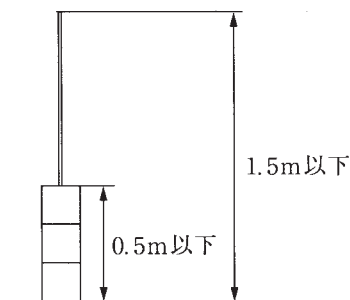
③柵・網などのフェンス



④コンクリートブロック、石積等と生垣を組み合わせたもの

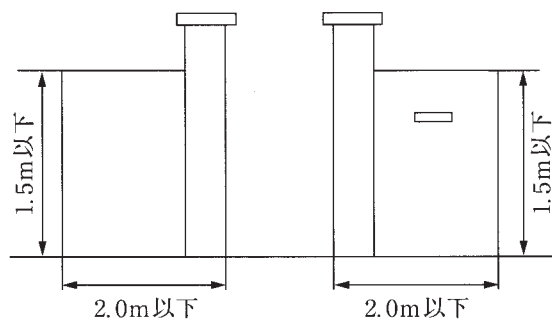


⑤コンクリートブロック、石積等と柵・網などのフェンスを組み合わせたもの

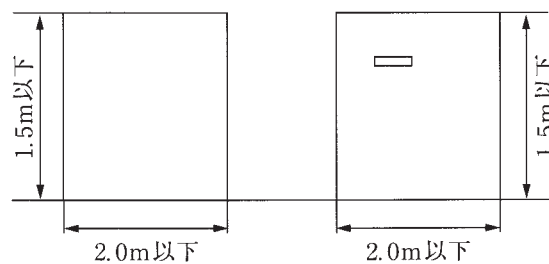


- ・ ただし、門柱、門扉についてはこの制限を受けません。また、下図の様な門のそでについても門柱の一部とみなし下記の範囲であれば制限を受けません。

①門柱とそでを組み合わせたもの

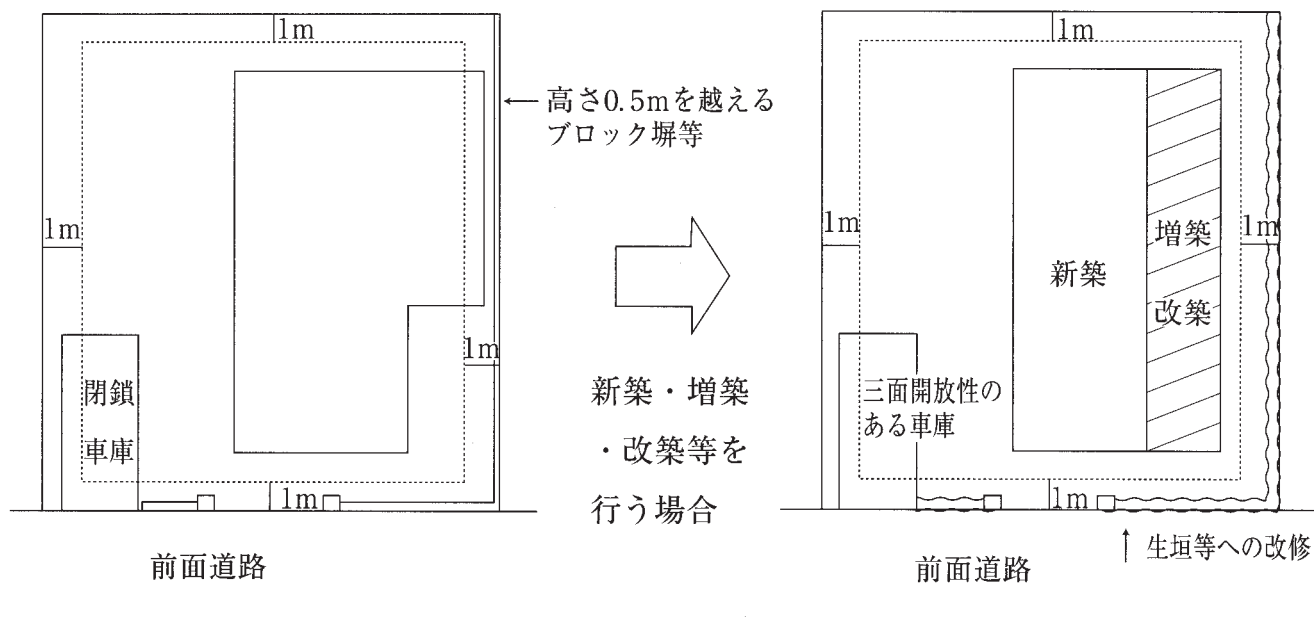


②そでのみのもの



I-9 既存不適格建築物について

- ・基準時に、現に存する適法に建築されているが、すでにこの制限に適合していない建築物（これを「既存不適格建築物」と呼びます。）については、そのままの形態で使用するのであれば制限は及びません。
- ・しかし、建物の建替え時、新築及び建築物の不適格の部分を含む増築、改築、修繕または模様替えの時は、不適格の部分を是正していただきます。
ただし、敷地面積についてはこの限りではありません。



Ⅱ 届 出

- ・地区計画の目標は、個々の建築行為等を規制、誘導することによって、住み良いまちづくりを実現しようとするものです。

そのために地区計画の区域内においては、計画に沿った建築行為等が行われるかどうかを事前に判断しなければなりません。その判断をするため「建築確認申請」の前に、第一のステップとして、個々の建築行為について、「届出」をしていただきます。

Ⅱ－１ 届出の必要な行為

- ・届出の必要な行為は、次のとおりです。

行 為	内 容
(1)土地の区画形質の変更	切土、整地及び区画の変更 (庭の造園は含みません。)
(2)建築物等の建築又は建設 建築物等の用途の変更	新築、改築、増築、移転 (カーポート・物置等も含む。)
(3)擁壁の築造又は改修	高さが2 m以下で建築物の建築に伴って築造又は改修する時のみ
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	「屋外広告物」等の設置又は改修
(5)かき又はさくの設置又は改修	生垣のみの場合は不要

- ・届出が必要かどうか判断が難しい場合には、都市計画課までお問い合わせください。



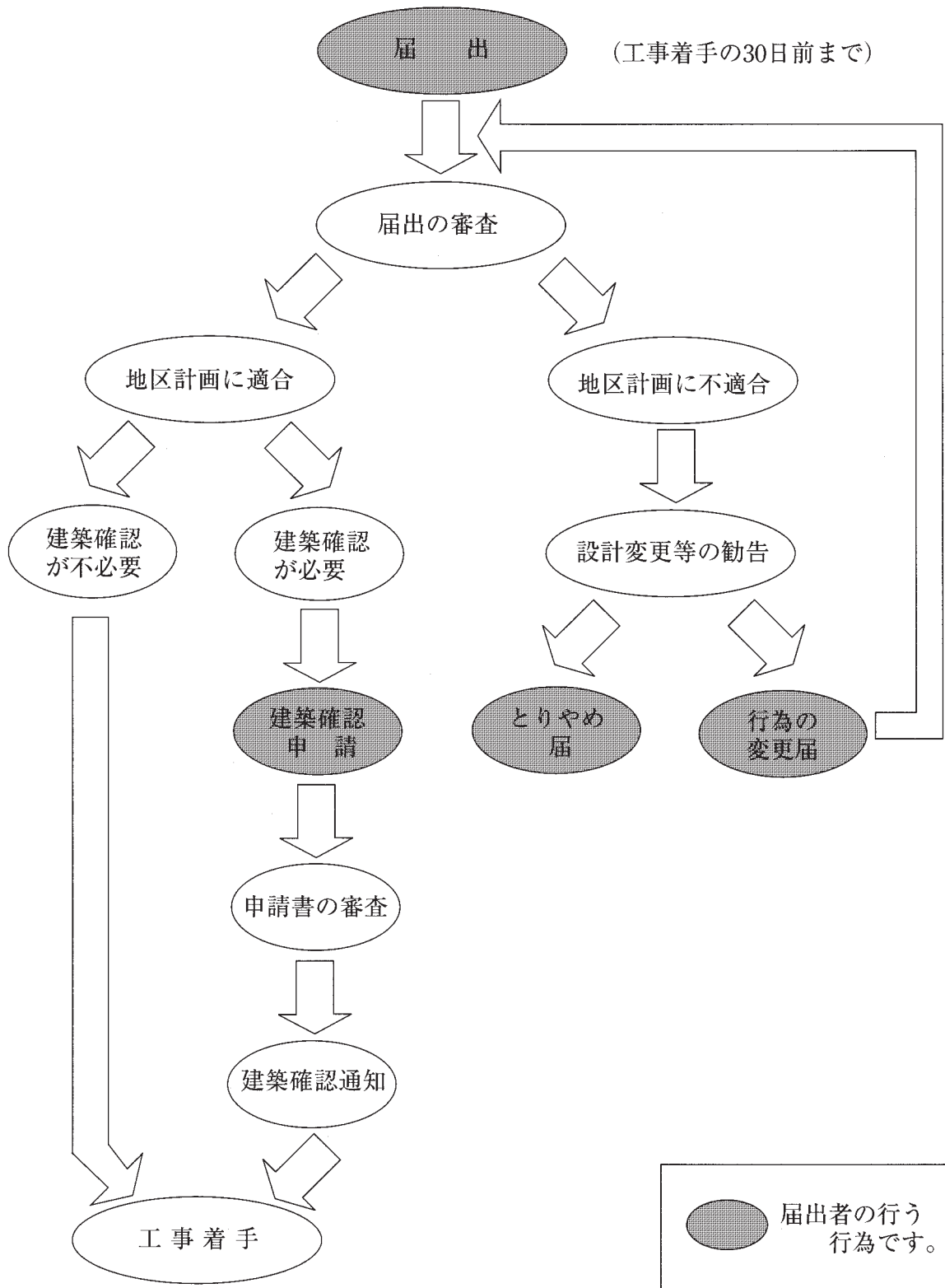
Ⅱ－２ 届出の方法

1. 届出書類 「地区計画の区域における行為の届出書」————— 2 通
* 都市計画課においてあります。(P18参照)
「設計図書」————— 2 通
* P17に指定の図面を添付してください。
2. 届 出 先 蓮田市都市整備部都市計画課
3. 期 日 工事（行為）着手の30日前まで
* 届出の行為（設計又は施工方法）を変更した場合は、再度「変更届出書」(添付書類を含む)を提出してください。



Ⅱ－３ 届出から工事着手まで

■届出が出されてから工事着手までは、以下ようになります。



Ⅱ－４ 届出に必要な添付図書

・届出に必要な設計図書は、下記のとおりです。

行為の種類	図 面	縮 尺	備 考
(1)土地の区画 形質の変更	区 域 図	1 / 1,000以上	当該土地の区域並びに当該区域内及び 当該区域の周辺の公共施設を表示
	設 計 図	1 / 100 以上	
(2)建築物等の建 築又は用途の 変更	案 内 図	1 / 1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配 置 図	1 / 100 以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立 面 図	〃	2 面以上
	平 面 図	〃	各階のもの
(3)擁壁の築造 又は改修	案 内 図	1 / 1,000以上	(2)に同じ
	配 置 図	1 / 100 以上	敷地内における擁壁の位置を表示
	立 面 図	〃	2 面以上
	断 面 図	〃	主要部分の材料の種類及び寸法を表示
	構造詳細図	〃	〃
(4)「屋外広告物」 等の設置又は 改修	案 内 図	1 / 1,000以上	(2)に同じ
	配 置 図	1 / 100 以上	敷地内における「屋外広告物」等の位 置を表示
	立 面 図	〃	控壁・配筋等を表示
(5)かき又はさく の設置又は 改修	案 内 図	1 / 1,000以上	(2)に同じ
	配 置 図	1 / 100 以上	敷地内におけるかき又はさくの位置を 表示
	立 面 図	〃	控壁・配筋等を表示
	断 面 図	〃	かき又はさくの高さ、基礎の根入れの 深さを表示

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。

Ⅱ－５ 届出書様式

地区計画内における行為の届出書

平成 年 月 日

蓮 田 市 長 様

届 出 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

— 土 地 区 画 形 質 の 変 更 —
— 建築物の建築又は工作物の建設 —
— 建築物等の用途の変更 —
— 建築物等の形態又は意匠の変更 —
— について、下記のとおり届出ます。

記

1. 行 為 の 場 所 蓮田市 _____
2. 用 途 地 域 _____ 地域
3. 地区計画による建ぺい率・容積率等 _____ 街(地)区・建ぺい率 _____ %・容積率 _____ %
4. 行 為 の 着 手 予 定 日 平成 年 月 日
5. 行 為 の 完 了 予 定 日 平成 年 月 日
6. 設 計 又 は 施 工 方 法 _____

(1) 土地区画形質の変更		区域の面積			m ²	チェック欄
建築物の建築又は 工作物の建設	(イ) 行為の種類	☐ 建築物の建築 ☐ 工作物の建設 ☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 移転				
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合 計		
	設計の概要	①敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	
		②建 築 又 は 建 設 面 積	m ²	m ²	m ²	
		③延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
		④建 ぺ い 率 及 び 容 積 率	建ぺい率 _____ %	容積率 _____ %		
		⑤最 高 の 高 さ	地盤面から	m		
		⑥最 高 の 軒 高	地盤面から	m		
		⑦建 物 用 途	☐ 専用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他 ()			
建築物等の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m ²	
	(ロ) 変更前の建物用途					
	(ハ) 変更後の建物用途					
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				

備 考

1. 届出者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載して下さい。
3. 同一の土地について2以上の種類の行為を行うときは、1つの届出書によることができます。

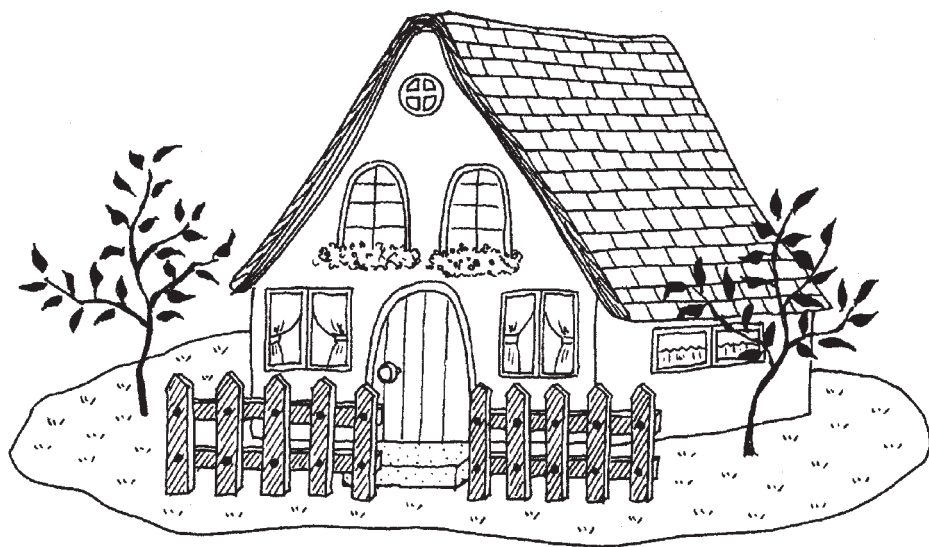
※連絡先 住 所 _____
氏 名 _____ ☎ () _____

*市役所記入欄

壁 面 後 退	
出窓(長さ)	
北 側 斜 線	

	課 長	主 幹	副 主 幹	担 当
決裁印				

受 付 印



蓮田市桜台地区地区計画の手引き



平成28年2月発行

編集・発行

蓮田市都市整備部都市計画課

〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

電話：048-768-3111 ファクシミリ：048-765-1700

<https://www.city.hasuda.saitama.jp/>